

大津市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月20日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	浅	井	貴	博

1 監査の期間

令和6年4月1日から同年9月30日まで

2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

環境部ほか5部局（別表のとおり）

3 監査の実施

大津市監査基準（令和2年監査委員告示第6号）に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。監査の実施に当たっては、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目して、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

前項のとおり監査した限り、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

福祉部子ども未来局児童クラブ課が所管している大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付事務については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

当該補助金は、放課後児童健全育成事業の需要を満たし、その利用を促進することを目的として、民間児童クラブに対し、運営費の一部を補助されているものであるが、令和5年度に実施された32件の大津市放課後児童健全育成事業に係る実績報告について、担当課は一部を除き必要な審査を行うことなく、令和6年3月31日付けで当該補助金の交付金額を確定していた。

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）第15条において「実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする」と規定されているが、担当課は当該補助金の交付金額の確定後の令和6年6月から同年7月までにかけて補助事業者の事業所（民間児童クラブ）へ出向き、当該補助金に係る審査を行っていた。

今後は大津市補助金等交付規則の規定を遵守して、適正な事務の執行に努められたい。

別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
環境部	
環境政策課	令和6年5月30日
環境施設課	令和6年5月30日
衛生プラント	令和6年5月30日
都市計画部	
都市計画課	令和6年5月30日
公園緑地課	令和6年5月30日
産業観光部	
商工労働政策課（地域ビジネス支援室）	令和6年7月4日
農林水産課	令和6年7月4日
公設地方卸売市場管理課	令和6年7月4日
福祉部	
福祉指導監査課	令和6年7月23日

生活福祉課

子ども未来局保育幼稚園課

子ども未来局子ども家庭課

子ども未来局児童クラブ課（児童クラブ 37 か所）

令和 6 年 7 月 23 日

健康保険部

長寿政策課（地域包括ケア推進室、地域包括支援センター 7 か所）

保険年金課（国民健康保険診療所）

保健所地域医療政策課

保健所衛生課（動物愛護センター）

保健所健康推進課（総合保健センター）

保健所母子保健課

令和 6 年 9 月 3 日

市民部

自治協働課（市民相談室、滋賀里交流センター）

文化財保護課（埋蔵文化財調査センター）

戸籍住民課（カード交付推進室）

消費生活センター

令和 6 年 9 月 25 日

令和 6 年 9 月 25 日

令和 6 年 9 月 25 日

令和 6 年 9 月 25 日